

第7期第9回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成25年3月14日(木)午前10時から午後12時25分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、柴崎委員、今井委員、廣田委員、中里委員、太巻委員、浅見委員、
飴谷委員、荻本委員、加賀美委員、小室委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、
西川委員、松島委員、小泉委員、吉田委員、菊地委員、有馬委員、松村委員、
藤井委員、こうらい委員、
区側：情報公開課長、情報政策課長、教育総務課長、会計管理室長、介護保険課長、
教育企画課長
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事および配布資料
 諮問
 (1)【諮問第15号】緊急一斉メール連絡網システムによるメール送信に関する業務に係る
 外部委託について (教育総務課) 資料1
 (2)【諮問第16号】緊急一斉メール連絡網システムによるメール送信に関する業務に係る
 電子計算組織の結合について(教育総務課) 資料2
 (3)【諮問第17号】金銭会計に関する業務に係る電子計算組織の結合について
 (会計管理室) 資料3
 報告
 (1) 認定調査票の紛失について
 (介護保険課) 資料4
 (2) 教育ネットワーク整備事業の進捗について
 (教育企画課) 資料5
 (3) 外部委託に関する審議会事前一括承認基準の事例・類型の追加について
 (情報公開課) 資料6
 (4) 自己情報開示における取扱要綱の一部修正について
 (情報公開課) 資料7
- 6 発言内容
 (会長) 只今から第7期第9回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を
 開催いたします。議事に入る前に、事務局から出席状況等についての報告
 をお願いします。
 (情報公開課長) 本日、岡澤委員より欠席の連絡を頂戴しております。なお、総務部長につ
 きましては所用のため欠席させていただいております。
 (会長) それでは議事に入ります。本日は諮問が3件、報告が4件あります。まず、
 諮問第15号についての説明ですが、諮問第16号も関連しますので一括
 してのご説明をお願いします。
 (教育総務課長) (1) 諮問第15号 緊急一斉メール連絡網システムに
 よるメール送信に関する業務に係る外部委託について

(2) 諮問第 1 6 号 緊急一斉メール連絡網システムによるメール送信に関する業務に係る電子計算組織の結合について資料 1 および 2 に基づいて説明

- (会長) ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等がありましたらどうぞ。
- (委員) 点伺います。28 ページの 1 の「(2) 防犯にかかる緊急連絡」についてですが、私も練馬区の防災防犯メールに登録しているのですが、緊急と書いてありますが、防犯メールを拝見していると、午後に、午前中にあったこととか前の日にあったことについてのメールが来るが多々あります。それでは全然緊急にはならないのではないですか。保護者としては、直ぐにその情報を知らなければ対応が出来ないと思いますので、その辺りのことは、やはり同じような時間になってしまうのかどうかということと、せっかく外部委託をするのであれば、不審者情報だけでなく、犯人が拘束されたとかの検挙情報も出してほしいと思います。それが分かれば保護者はもっと安心できるのではないかと思います。もう一点は「(4) その他」の「保護者に送信する必要があると判断した情報」についてですが、具体的にはどのような情報を指すのか分からないので教えてください。
- (教育総務課長) 一点目ですが、確かに不審者等の情報につきましては、出来るだけ速やかに伝達する必要があると認識しております。情報を吸い上げてからそれを発信するのに確かに時間がかかっていましたが、今回の場合には学校毎に配信ができますので、学校自体が近隣の方から受けた情報については、その中で速やかに発信できるような形になると思っています。区内全域に発信する場合であっても、当該校については、情報を出すタイミングをなるべく早くするように取り組んでまいりたいと思います。あと、保護者に送信する必要があると判断した情報で、具体的にはということですが、その上に書いてある(1) から(3) で、ほぼ集約されていると思いますが、今後運用していく中で、こういったものがあるのか見ていきたいと思ます。
- (委員) 特に防犯等に係るものについては、速やかに保護者と区民が知って、皆で子供たちを護るという姿勢が何と言っても一番大事だと思うので、リアルタイムに近いくらいを目指して情報を流していただきたいと思います。
- (会長) 他の方で、ご質問等がありましたらどうぞ。
- (委員) このシステムは、結局は区の方でやっていただけるということで、保護者は安心して個人情報を登録されるということですね。その中で、業者委託の部分があるということについて、保護者に対してよく説明をするのかどうかについてお聞きしたい。二点目は、今、運動会の実施等についても流す時があるということですが、これは学校長が判断されることかなと思うのですが、それは別にして、登録されていない方は、情報が来る、来ないということだからかなりトラブるのではないかと心配しているのですが、その辺はいかがですか。

- (教育総務課長) 一点目の保護者に対する周知の関係ですが、実は区の方でも、導入については、これまで検討してまいりましたが、東日本大震災以後、PTAの方が主体となって、それぞれの学校でこのようなシステムを導入しているところもいくつかありました。その中でバラバラになってはいけないのと個人情報扱うということで、区の方で一括して対応する必要があるということで今回の導入ということになったわけですが、この内容については、それぞれの学校で事前に説明をしていますし、今回9月から運用するにあたりまして、こういう形で登録をしていきますということは周知をさせていただきたいと考えております。登録していない方への対応ですが、これまで緊急連絡はいわゆる電話連絡網が主体でした。それはそれとして続けていきますので、登録している方が誰かというのは学校の方で把握は出来ますので、登録されてない方についてはこれまで通りの電話連絡網で周知はする予定であります。
- (会長) おっしゃるとおりで、インターネット環境がないで情報格差が生じるとまずいですね。そこは区の方でよろしく願います。
- (委員) 好きな人が登録すればいいとは言っても、ヤフーだとか楽天だとか民間同士の関係であればいいんですが、やはり公が絡むとなると漏えいがあると大変なことになる。ということで、まずデータ数、規模、いわゆる練馬区の小中学校、幼稚園、学童クラブ、保育所に所属する児童全員を対象にされるんだろうなと。そのうち保護者、多分お母さん方が中心になると思いますが、携帯電話を持っている方が非常に多いと思うんですよ。そうすると、どの程度の規模のデータ、メールアドレス数を考えておられるのか。委託先は、運用事業者と書いてありますが、これは1社に絞るのかどうかというのもあると思うんですね。1箇所やられると、練馬区の児童のデータが全部出てしまうというリスクをよく考えておかないといけないと思うんですね。そのところをどういうふうにご考慮されるのか。もう一つは、アドレスの洗い替えですね。中学3年生になると卒業するわけですから、アドレスが要らなくなる。このアドレスはどこへ行くのかということですね。転出したりするアドレスもいっぱいあると思いますので、アドレスの廃棄をどういう形でやるのか。それからもう一つ、28ページの表の小中学校とか幼稚園にシステム管理者を置いて、各々の学校独自の行事を中止するとかの緊急連絡もこれを使ってやるということになりますと、このデータを持ち出し出来るのではないかと。いわゆる持ち出しが出来るのか出来ないのか、要するにパソコンからデータは取れませんということになっているのかどうか、それを確認しておきたいと思います。それから、掲示板についてですが、送信元が送信したメールは別途ウェブ上に設けた掲示板で確認できる、と32ページに書いてありますが、送信元というのは、父兄も送信できるのですか。ここに載りますと、へたをすると今問題になっているいじめとか噂話とか、そういうものが掲示板に載るとちょっとまずいのかなと思ったりしますが、そこら辺の対策はどうなっているの

でしょうか。

(教育総務課長)

まず登録のデータ数ですが、それぞれ所管している児童生徒数については、小学校約3万3千、中学校1万4千ということで、今回導入を予定している施設に係る児童数は、約5万8千ほどいます。その中で保護者の方は、児童一人当たり2アドレスということで、その2倍を基本的には考えておりますが、他区の事例等を踏まえると、児童数の大体8割程度ということで、登録数9万5千アドレスを念頭に入れています。システム会社については、今回3系統とも同じ事業者ということで想定しています。確かに、リスクは分散しておいた方が安心なところはあるのですが、導入経費のスケールメリットというものもあるので、その点については統合してやっているところです。つぎに、アドレスの年度更新の関係ですが、これについては毎年度更新をしていくことで考えています。ですから、小学校一年生が入った時に登録していただき、一年生が終わったら全部削除し、二年生の時には、また新たに登録し直すという形になりますので、卒業した場合は、データを全て破棄することを予定しています。それからデータの持ち出しですが、小学校6年間、中学校3年間ですと、更新しないで済むことは済むんですが、いろんなデータが蓄積していつてしましまするので、そういうことも勘案して、不要なデータをなるべく削除していくといったことで一年毎の登録ということで対応していくことで考えております。データの持ち出しですが、先程電算結合した中で、パソコン上でも見ることが出来ますし、いわゆるCSV方式で紙に打ち出すことも出来ます。打ち出したものの管理と廃棄の方法につきましては、きちんと対応していきたいと思っております。実際、施設毎で閉鎖していますので、その施設以外は見る事が出来ないようになっています。それから掲示板の関係ですが、説明にも書いてありますが、閲覧のみということになっていますので、保護者の方から書き込みをすることは出来ないしくみになっています。ですから、それぞれの施設が保護者に向けてどういう情報を提供したのかを見ることが出来るだけで、保護者の方から何かを書き込みをすることはありません。

(会長)

それでは、次の方ご意見をどうぞ。

(委員)

要望です。この審議会がうまく機能するといいシステムが出来ると思いますが、ただ、28ページを見たら、幼稚園が5園というのは公立ですよね。実際は私立が多く担っていますし、保育園もそうでしょうし、そういう意味では、今の時点ではお忙しいでしょうけれども、先々は希望する私立のところが参加できるようにシステムを作っておいていただきたいという要望です。

(教育総務課長)

ただ今のご要望についてですが、区議会からも、区立幼稚園5園だけでなく私立を含めるようにというご要望をいただいています。このシステムは単体でも入れますが、まとまった方が経費的にも浮きますので、幼稚園協会等々にシステムを導入した状況についての情報提供させていただき、今

後、検討を進めてまいりたいと思います。

(委員) さすが、練馬区議会のレベルの高さが分かりましたし、今日の資料も23ページに環境方針を敢えて入れているというのは、そういった大きなことを踏まえての議論だろうと思いますので、よろしくお願いします。

(会長) その他に、ご質問等があればどうぞ。

(委員) 一つ教えてください。今、いろいろなところでメールを登録する機会が多いのですが、私も登録するメールの使い分けをしていて、個人の方に対するものと、企業等とかちょっと危ないかなという場合はGメールとかの「捨てアド」を使うことがあるのですが、今回の登録アドレスはそういう「捨てアド」は使えるのでしょうか、使えないのでしょうか。

(教育総務課長) そういったものにも対応できるようになっています。

(会長) その他に、ご質問等があればどうぞ。

(委員) 権限についてですが、教育委員会で登録情報の変更、削除が出来るとありますが、例えば教育総務課とか子育て支援課とか保育課とか、そういうところで保護者の情報を変更したり削除をしたりとかいう可能性はあるのですか。それが1点目です。また、それに関連してなのですが、施設単位のシステムのシステム操作員に閲覧機能がないのは何故か、というのが気になったのが2点目です。3点目は、送信範囲が、自らが属する学校とか幼稚園に限るとなっていますが、実際に不審者情報とかがあった場合には、近隣の小学校とかの地域の施設に連絡するのが一番いいことではないかと思うのですが、それが完全に縦系列で終わってしまっていて、せっかくのシステムなのに情報の共有性というのがなされていないということ。4点目は、未登録者の安否情報なのですが、先程、掲示板について否定的な意見の方が多かったようですが、例えば、災害が起きた時にはそのような掲示板を立てて、保護者がそこに書き込めるような一時的なものやっても私はいいと思います。つまらないメールの書き込みとかもあるとは思いますが、時間を区切ってクローズするという形でやれば、未登録者の安否情報も確認できると思いますがどうでしょうか。あまり固定的でないダイナミックな運用を考えていただければと思います。

(教育総務課長) 教育委員会が変更、削除する場合があるかということですが、基本的には施設単位でやろうということで想定しています。親系統ではあまり想定していません。それから、情報の連携ですが、必要な場合はそれぞれの親系統、所管の方から合わせて流すということで、関連するところには必要な情報は流したいと思います。あと、掲示板についてですが、この機能の中では書き込みというのは先程のご懸念もありまして、これはそもそも仕様の中には入っていないということです。ただ、情報の提供の仕方につきましては、メール配信のほか掲示板というのもありますし、後は各学校でホームページというのを立てていまして、そこにもいろいろな形で情報を伝えることが出来るかなと考えておりまして、その中での対応をせざるを得ないかなと思っております。

- (委員) そうすると、28ページの緊急一斉メール連絡網システム 送信システムというのがありますけれども、それは親システムから子システムへ一方的に矢印が向くというのではなくて、下から上へも向くということなのですか。それと、教育総務課と学童クラブとの間も繋がると考えていいですか。
- (教育総務課長) 親システム、子システムでのメール配信の確認ですが、仮に、ある小学校が保護者に緊急連絡をしたということがあれば、その内容については、私ども教育委員会の中でも確認出来るという形になっています。ただ、仮に小学校がどういう連絡をしたかについて、別の小学校はその内容については見ることが出来ないようになっています。保護者から学校に対しては、アンケート機能で、こちらの方が設定した「何時に帰って来られますか。」の問いに対して、時間帯をクリックしてその情報を返してもらおうというのがあります。個別に双方向の形でのやり取りとりは入っていないということです。
- (会長) 他にご質問等があればどうぞ。
- (委員) 個人情報保護の観点からお尋ねしたいのですけれども、前提として、この審議は、委託と電算結合について考えなくてはいけないということです。まず、運営業務委託ですが、業者はどこで、どういう作業を、そこにどういう従事者が携わるのだろうか、というのが一つ。例えば、僕ら自身に何か障害を与えるようなことをすると、そこから得た情報を持ち出すことが可能なのだろうか、また、それをどういうふうにチェックしているのだろうか、それから、電算結合も、どのコンピュータと事業者のどのコンピュータが接続しているのだろうか。問題なのは、相手方の接続先のコンピュータにどういう人たちがアクセスできるのだろうか。その情報の管理はどのようになっているのだろうか。もう一つは、前提として電算結合の場合は、私は専門的なことはわかりませんが、物理的なというか、例えば外部からの攻撃に対して、ソフトで対処するとかやるのですが、その辺の観点、この電算結合の場合は、確か情報化運営委員会が前段階として審査をしているのですよね。そういう面から、どんな審査をしているのか教えていただければと思います。
- (教育総務課長) セキュリティー、結合の関係ですが、教育委員会であれば、私どもの方でグループウェアのパソコンがありますので、それを使って事業者のサーバーにアクセスして、そのシステムを利用するという形になっております。そのサーバー自体はその事業者が日本国内に設置しているところにアクセスをして利用するという形になっております。私どもの方でもウィルスチェックの態勢はとっておりますし、先方側でもその辺の防御策はとっていただくということで、対応はしているところです。
- (情報政策課長) 情報化施策の審査は私どものところでやっていますので説明をさせていただきます。この一斉メールにつきましても私どもの審査の段階で、基本的には委員ご指摘のとおり、外部のところに情報を預けるということで、練馬区と同等のセキュリティー対策をとっていただくということを条

件にしております。それと、練馬区との結合部分については、練馬区の庁内ネットワークによりファイアウォールをかけています。その部分の結合については、いわゆる個人の自宅のセキュリティーに心配のあるようなパソコンとは異なります。私どものグループウェアパソコンとの結合部分については、発信記録について、ログをとっており、どういう操作をしたかという記録をとっています。先方においてもセキュリティー対策を施した状況の下でやっていただくということで、審査を受けて、今回ここに、ご審議をいただいております。

(委員)

29ページの利用者登録についてですが、「保護者は、事前に配布された通知に記されたIDおよびパスワード等により、システムにログインし、メールアドレスを登録する」となっていますが、例えば、欠席者がいた場合、その欠席者の方々に事前の通知が届いたかどうかについて、確認をどのようにとろうとしているのかが一つ。もう一つは、通知書なるものを別の方が使う可能性、印刷物ですからコピーがあれば他の者になりすますことも無きにしもあらず、といった問題に対する対応策はどのようにされているのかが分かりませんでした。併せて、32ページの掲示板機能ですが、それぞれの系統以外のものについては一切見ることは出来ないのでしょうか。例えば、学童クラブは学校内にありますが、二つの系統がクロスする情報もあるかと思いますが、同時に見ることは出来るのでしょうか。以上、3点について教えてください。

(教育総務課長)

まず、登録関連の保護者への周知についてです。29ページの表にもありますが、保護者向けのご案内については業者の方で用意をし、教育委員会が受け取り、それぞれの系統ごとに周知をさせていただいています。ですから、施設ごとに保護者に対して通知を配布してご案内する形になっています。受け取った保護者が、登録をするかしないかについては、保護者のご都合で決める形になりますが、どの方が登録している、登録していないにつきましては、登録情報として私どもの方で確認できますので、登録事務が一段落した後で、もう一回ご案内を差し上げることも考えております。それから、なりすましの部分ですが、確かにID、パスワードを取得した方がなりすましがありませんけれども、その中で、児童生徒の氏名ですとか、施設名、学年等々といったものを登録する形になりますので、仮に存在しない学年等があれば弾かれることもありますし、仮に全部の情報を踏まえたなりすましが無いわけではないとは思いますが、先行自治体を見てみますと、これまでにそういった状況はない、ということは確認させていただいています。それから、掲示板ですが、ご指摘のとおり、それぞれ施設ごとのものしか見られない形になりますので、ご自分が登録されている学校、学年、クラス以外のものは見られないという形になります。学童クラブ等複数に登録していればそれぞれのところにアクセスして見るという形になります。

(委員)

1番目の通知書ですが、確実に保護者の下へ届いたかどうかの確認は出

来るのかどうか、長期欠席者もいると思いますが、こうした方々へ伝わったかどうかの最終判断はどうされるのですか。それから2番目のなりすましの問題ですけれども、例えば、ある保護者が現実に存在している児童生徒の保護者になり替わるケースがあるのではないかと考えるのですが、例えば、通知書がその人に行っていなかったため、その通知書を持って別の人が、その児童生徒の保護者になり替わってログインすることもあるのかなと思います。その辺についてはどのように対応が出来るのでしょうか。

(教育総務課長)

システムを検討するにあたり、その辺りはかなり懸念していたところではあります。ただ、他の保護者のお子さんの登録をして、緊急時の情報を得て何をするかあまり想定が出来ないというところではあります。また、既に導入をしている他区の状況では特にそういった状況は見られないということなので、絶対ないということはありませんけれども、確率としては低いと考えています。仮に、そういったようなことが出た場合には、なるべく早く状況を掴んで対応をしていかなければならないと考えています。それから、通知書につきましては、児童生徒を通じて保護者に通知する形になります。通知した状況については、登録状況というものがそれぞれの施設の方で確認出来ますので、登録されていない保護者については、再度の通知というような形でご案内できるかと思います。保護者への周知については1回だけではなく、複数回やる必要があると考えています。

(会長)

他にご質問等があればどうぞ。

(委員)

そもそも論なのですが、大規模な災害があったときに、メールが直ぐ届くのかというのがまず1点目。3.11のときは、翌日に届いたり、二日後に届いたりということがあったと思います。2点目は、登録するアドレスですが、携帯とかGメールとか、そういったもので相手方へ届く速度が違うのか。携帯だと重いですが、パソコンで登録をしておけば直ぐ届くのかどうか。3点目は、どのように送るのかということなのですが、知り合いの経営者が顧客に対してメールを送るときに、500以上送ると出会い系メールと混同されて規制がかかるようなことがあるので、499までに区切って送るといった話があります。95,000を少しずつ区切って送るのかどうか。4点目は、インターネットが混み合うときに大量メールを送ると、重くなってタイムアウトが起きて送れない可能性があり得ると思いますが、そういう可能性が少しでもあるのかどうかお聞きします。

(教育総務課長)

災害時の通信・接続状況のお話ですが、平成24年度版の情報通信白書の中にその辺りの資料があります。確かに、携帯の音声と携帯メールについては、「使おうとしたら全く繋がらなかった。」というのが音声の65%ありまして、携帯メールでも繋がったのは50%ということで、繋がりにくい状況だったということがあります。ただ、一方パソコンのメールについては、9割、8割近く繋がったという状況があります。

そういった意味では、携帯メールですと繋がりにくいという状況は確かにあると思います。事業者を確認する中で、それぞれの事業者はデータセン

ターから各携帯電話会社を通じてメールを流す形になりますが、携帯電話会社までは20分以内に95,000アドレスは流せます。その後は各携帯電話会社の配信によるのかなと思っています。それから、迷惑メールに関しては、それぞれの施設ごと、グループごとに分けて送る形になります。そういう意味では小分けして流すことになりますので、全体の95,000の保護者に一齐に送るといった事態はあまり想定出来ないのかなと思います。やはり、それぞれの学校ごとの避難状況、被害状況に合わせて送るといった形になっていますので、ボリューム的には問題がないと思います。後、通信が混み合った場合ですが、その辺については事業者の方の対応になるかと思いますが、少なくともそういった形にはならないと考えています。

(委員) まず、繋がるのか繋がらないのかということは、パソコンの方が繋がりやすいということは理解出来ました。ただ、受け取る側がいつ受け取るのかということにはお答えがなかったようなので、受け取る側はどちらが受け取りやすいのか、繋がるかどうかではなく、届く時差と申しますか、期間、どちらの方が早いのか教えていただけますか。

(教育総務課長) パソコンのメールの方が携帯の音声と比べれば早いと考えています。
(委員) 最後に要望させていただきたいのですが、パソコンの方が繋がるのであれば、二日後に、「こういう状況です。」との携帯メールが来ても仕方がないとは言いませんが、保護者が直ぐに状況を知りたいという緊急時の対応にはなりません。出来れば、パソコンの方のアドレスを推奨するとか、そういった説明書きが必要なのではないかと申し上げて終わりにしたいと思います。

(会長) 特にお答えはよろしいですね。要望事項として聞いておいてください。他にあればどうぞ。

(委員) 先程のお話から、やはり携帯はいつも持っていて即お知らせが見える。パソコンは夕方帰ってからとか、家庭の奥さんだったら見ない時もあると思うんですね。そういうアドレスを個人情報として出す場合に、パソコンメールと携帯メールを両方扱ってくださるといふか、両方記載してよいとしていただくと、よりいいのではないかと思います。

(教育総務課長) 登録件数は95,000で、児童一人について二人まで、ということで当初想定はさせていただいております。実際に、登録のアドレス数で金額が変わってきますので、当初はこの形でやっていきたいと思っております。私も8掛けでやっておりますが、他区の事例では7掛けで済んでいるところもありますので、その状況を踏まえながら、実際、そういったところまで広げるのかどうか、今後運用していく中で、保護者等のご意見も踏まえながら、対応させていただければと思っております。

(情報政策課長) 補足説明をさせていただきます。これは直接本件とは関わりはないことなのですが、災害時を東日本大震災のような震災が起きたときのことを想定すれば、これに頼ることは非常に危険です。その時に直ぐに繋がるということ

はあまり想定しない方が却っていいのかなと思います。多様な情報発信ということでお考えいただければと思います。確かに個人のメールでいうと繋がりにくくなると思います。ただ、先程出ましたように、空中を電波で飛んでいるようなツイッターとかフェイスブックとかその手のものは、個人のスマートフォン等で比較的繋がり易い状況で、情報が得やすくなりますので、そのことの周知も合わせて必要かなと思います。区の方では、w i - f i スポットということで、大手3社のうち2社は、「災害時には契約以外のところでも無償で解放します」というところが出てきています。それらについて、基本的に避難拠点となるような学校とか主要な施設については、3月中に設置が完了する予定です。それでもやはり限界があります。w i - f i というのは、この部屋の中で使える程度のもので、会社に言わせると理論上は254人が同時に接続出来るのですが、通常で接続する範囲であれば30人程度が限界ですということで、災害時における有効性という点では多様な情報発信に頼るということでお考えいただければと思います。

(会長) 他にご意見等があればどうぞ。

(副会長) これは要望なのですが、先程委員からお話があった件で、私もそういう問題があるのだと思ったのですが、やはり使い勝手のいいシステムに改善していくというのは大事だと思います。そのためには、ユーザーである市民側が、こんなことがあって困ったとか、こういうふうにして欲しいとか、システムの改善に関する要望を言えるような窓口というのを作る必要があるのではないかなと思いました。例えば、このシステムを利用する場合にどういう情報が連絡として行くのかとか、例えば、情報が混み合って連絡が遅れる場合があり得るとか、利用フォーム一般についてとか、そういうことを説明する画面というかホームページみたいなものとか、それは、まずあるんでしょうかね。区役所のホームページの中にはあるいはあるのかなと思いましたが、まず、そういうものがあるのでしょうか。区民の方からの改善、要望を受け付けるルートというものが用意されているのかどうか、その二点についてお尋ねしたいと思います。

(教育総務課長) このシステムに関する部分でのご案内ということですが、なかなかシステム上ということでは厳しいかなというところがありますので、別の形で周知できるようにはしていきたいと思います。また、このシステムの改善についてですが、やはり定期的に、使い勝手の状況は保護者の方からご意見をいただきながら改善に努めてまいりたいと考えております。

(会長) 他にどうぞ。よろしいですか。それでは、今日は非常に充実した審議が行われたように思います。種々のご意見、希望、提言が出されていずれも有益だと思われるので、教育総務課におかれましては、それを咀嚼して今後の事務の遂行に生かしていただくようお願いしたいと思います。それでは、次に諮問第17号に入りたいと思いますが、その前に事務局の方からお話があるそうです。

(情報公開課長)

事務局です。この諮問に入る前に、この諮問案件の過去の経緯についてご説明とお詫びを申し上げたいと思います。資料3の6ページをご覧ください。平成13年12月の諮問で「金銭会計事務に係る電子計算組織の結合について」ということで諮問をかけております。経緯ですが、今回、会計管理室として新たに電算結合の変更が生じます。今は会計管理室と指定金融機関との間で電算結合をして、データの送受信を行っています。今後は、それに加えて、会計管理室だけではなく、各所管が金融機関と電算結合をして、データのやり取りをするようになるので諮問は必要ですかという質問がありました。過去に遡って調べてみたところ、この諮問が最初であったということです。この当時は、初めて電算結合ということで、当時は収入役室でしたが、収入役室から一方的に口座振り込みデータを指定金融機関に、インターネットではなく専用の回線でスタンドアローンのパソコンから指定金融機関みずほ銀行に、7ページにファームバンキング概念図があります。この電算結合をするにあたってご意見を頂戴するということが、諮問を受け、了承されたものです。その後、このファームバンキングというものがインターネットバンキングというものに、形を変えていっております。その中で、21年4月に、この部分を専用の公衆回線ではなくて、インターネット回線、SL回線を使っての結合に変更になります。その際に、今度は口座振替のデータを送るだけではなく、「送受信の確認」の受信もあります。これについて諮問が必要ではないかと、情報公開課の方に問い合わせがあったところ、情報公開課としては、電算結合の承認をいただいているので、諮問に当たらないということで、ご返事をしまして、諮問をかけておりません。ですので、今現在、ファームバンキング概念図の公衆電話回線の部分はインターネット回線になっていまして、なおかつ、双方向でデータをやり取りしているというのが会計管理室の電算結合についての現状です。その当時の担当者に私ども情報公開課としても確認をしたのですが、記憶があまりないということではっきりとしたことが分かりません。ただ、この時点で、「電算結合の変更について」という諮問をかけなければいけなかったことには間違いありません。ということで、21年からもう数年にわたり変更してやっているということで、保護審の事務局を司る所管といたしまして、この場をお借りいたしまして皆様方にお詫びを申し上げるとともに、今後はこういったことがないように、各所管課からの問い合わせについても、フロー図も含めて整理したかたちで、記録に残して行くということで、担当が替っても判断がぶれないような体制づくりに一層力を注いでまいりたいと思います。

(会長)

以上のような経過があったということですが、今の経過等に対するご意見ご質問等があるかと思いますが、これから行う中身の説明に対するものに含めて、一緒にしたいと思います。したがって、資料3に基づく会計管理室の説明をお願いしたいと思います。

(会計管理室長)

(3) 諮問第17号 金銭会計に関する業務に係る電子計算組

織の結合について 資料3に基づいて説明

(会長)

只今の説明についてご意見ご質問をお願いいたします。

(委員)

当然確認されていると思うのですが、みずほ銀行というのは銀行とホールディングスと証券なんかは全く別でしょうけれども、いろいろとグループがありますよね。指定金融機関というのは当然、銀行単体であって、そういうことが前提だと思うんですけども、そのグループ間で個人情報をどうこうすると、少なくとも顧客情報についてはときどきあるんですよね。どこまで使えるとか、サービスに利するためとかね。そこら辺は指定金融機関の話ですから、これは全く遮断されていると、あるいはその作業等については、サーバー自体が共有だとか、あるいは系列会社が管理しているとかですね、その辺もきっちり見ているということによろしいですね。

(会計管理室長)

はい。委員ご指摘のとおりです。グループはありますが、私どもは、みずほ銀行本体と契約をしておりますので、グループ他社にこういった情報が漏れるというか、共有をするということはありません。それはないものと考えています。ただし、みずほにつきましては、本年の7月にグループとして統合いたしまして、新たな会社を創設するということを聞いております。その段階におきましては、こういったサイトも新しい会社の中で共有されるということになりますので、その限りにおきましては一つの会社になりますから、共有といえますか、それは一つの会社の受ける情報として扱われるということになると思います。現時点では、それはありません。

(委員)

そういう意味では、ある意味で統合された会社というのは、別会社なのかも知れませんね。それは、会社統合の仕組みの中でいろいろとあるかも知れませんが、実体としては、いろんな部門が混合するわけですよ。そうではなくて、全く従来のところから新しい会社がホールディングスと一緒にになったら、他の部分が同じ名前の相手であってもくつつくとしたら、それはある意味で別なものとするのか、相手方が広がったとするのか、その辺は他の法制的にも難しいんでしょうけれども、指定金融機関という意味では慎重にやっていただきたいということで要望に止めておきます。

(会長)

それは、まあ当然でしょうね。企業は系列云々ということでどんどん広がって行って、情報が漏れると、拡散するということは厳に戒むべきことであると、対象が個人情報であるが故に、そこはやはり事前に都が金融機関と十分に打ち合わせをしておく必要があるのではないのでしょうかね。安心するためにも。その点よろしくお願いします。

他にご質問等があればどうぞ。

(副会長)

関連質問なのですが、企業が合併、分割等を繰り返したりすると、委員のおっしゃるとおり問題点はたくさんあると思うんですね。それを一番手っ取り早く防ぐ方法というのは、利用目的で制限してしまうというのが一番いい方法だと思うので、みずほ銀行との間で要するにもぐり込みに使う以外には、個人情報も、なおかつ法人情報も含めて、この契約の債権者への振込み以外には利用しないというような約束を契約上してしまえば一番

端的に防止出来ると思うのですけれども、それは検討された方がいいと思います。この問題だけでなく全ての問題について検討された方がいいと思いますね。

(会計管理室長) かしこまりました。その点についてはあらためて、みずほ銀行と間違いない方法を協議したいと思います。

(委員) 一つ質問ですが、みずほ銀行とデータのやり取りをするというのは、資料の5ページにあるように各主管課がやるので、会計管理室でやることではないのですね。

(会計管理室長) おっしゃる通りです。各所管課は、今は全くそういった権限も付与されていません。様々な課があると思いますが、そちらの方から直接やっていただく。ただ、私どもは、先程、情報公開課長からお話がありましたように、数年前からインターネットバンキングが出来ますので、私どもが最後に確認処理をするときにはインターネットを通じて、執行してくださいというお願いをする点があります。

(委員) その執行してくださいというのは、eビジネスサイト上のデータについてチェックをするということですか。

(会計管理室長) おっしゃる通りです。最終的にこれで間違いはありませんので執行してくださいという最終的なやり取りをさせていただくということです。

(会長) 他の委員の方どうぞ。

(委員) 個人情報のこの委員会とはあまり関係がないかも知れませんが、今、紙ベースで作っている振込みデータがありますね。毎月毎月手書きして大変だなあと見ておりましたが、データ化すると毎月毎月新たに打ち込まなくても、データと一緒に持っていたやつをそのまま使えることで、各課の効率化に結び付くということはあるんですか。

(会計管理室長) 委員がおっしゃられたことが最大のネックでして、各主管課が、毎回手書きで書いたり、追加したり、削除したりというようなことが非常に省力化されます。事務の効率化に結び付くと思いますので、その点はおっしゃる通りです。

(委員) もう一つ、銀行の方もずいぶん効率化出来ると思うんですね。例えば、振込み手数料が大幅に下がるとか、そういうことはあるんですか。

(会計管理室長) 財政状況が厳しい中、そうなればありがたいのですが、現状ではそういったものはありません。

(会長) 他にあればどうぞ。

(委員) どなたかおっしゃるかと思ったのですが、今日は、このテーマの前に情報公開課長の方からお詫びを兼ねてお話がありましたけれども、非常に素直にありのまま出していただいて、これは勇気あることだと思い、審議会委員として評価したいと思います。こういうふうにとままたまあればいいのですが、次の機会がなくて、結構、本当に、規定通りやってないんだけどな、というのがあれば、そこは我々はおおらかに受け止めますから、スッキリするようなところがあれば、審議は詰まっていますけれども、多少、まと

めて、簡単にですね、報告に準ずるような形で捌いて、正常な形にしてあげたらいいのではないかなという感想です。

(情報公開課長)

優しい言葉をいただき恐縮です。私が着任しましてから、諮問漏れですが、そういったものにつきまして3年間で整理をさせていただいております。毎日、電算結合の記録票ですとか委託の記録票の調査の際に、各社から膨大な資料を出していただいておりますが、個人情報保護ラインの方でそれが正当性があるかどうかを全部チェックをさせていただいているんですね。ただ、その時に、出しているものと私どもにあるデータとが同じであればOKなんですけれども、違うのに私どもの方に掲載がないというような時に、個別にご相談をいただくということで今回のようなことになりました。今後は、こういったことはない方がいいに決まっているんですが、全くないかということ、もしかすると独自の判断でということがあって、新たに諮問が必要なときに、また、お詫びをせざるを得ないような場面もあろうかと思いますが、その時にはきちんと過去の経緯も含めて正して、今後に生かすようにしていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

他にご意見等ありますか。

(委員)

先程の議論で、効率化についての話がありましたが、これが債権者への時間の短縮化に繋がるものであるか。それもまた区民にとっての利便性であると思いますが、それに繋がるものであるかどうか、そこはどうでしょう。今回こういったものを展開させていただくことにつきましては、将来的には、説明する会を設けたいと思っています。勿論、より迅速に出来るようになるはずですので、各所管課にはそういったメリットを生かさなくてはいけないという部分を私どもから強調させていただきます。様々なところで、支払いの迅速化についてはご意見をいただいておりますので、そういったものに資する改革にしたいと考えています。

(会長)

他になければ、諮問第17号については原案どおり承認とさせていただきます。以上で、諮問事項について提出されているものについては終わりますが、報告事項がまだ4件あります。最初は、介護保険課から説明をお願いいたします。

(介護保険課長)

報告(1)認定調査票の紛失について 資料4に基づいて説明

(会長)

只今の説明についてご意見ご質問をお願いいたします。

(委員)

資料1ページの3「経緯」のところに「区に紛失の連絡が入る」と書いてありますが、この「区に」は具体的にどこの課のことを指しているのか教えてください。

(介護保険課長)

介護保険課です。

(委員)

この時、情報公開課への連絡はどのようになっていたのでしょうか。

(介護保険課長)

情報公開課へは私ども介護保険課の方から連絡をさせていただきました。

(委員)

それはいつの時点なのですか。

- (介護保険課長) 2月28日(木) その日です。
- (委員) それで、情報公開課ではどのような対応をされたのでしょうか。
- (情報公開課長) 一報を受けましたので、こういった初動をとっているのかを介護保険課の方に確認をし、必要な事項について確認をさせていただきました。
- (委員) そこで何か、情報公開課の方から指導とかがあったのでしょうか。
- (情報公開課長) ヒューマンエラーというような形ですので、こういったものはいつ起きるか分からないので、所内でのルール等について更に厳しく指導していただくようお願いしました。
- (委員) 速やかに連携がとれていたのが安心しました。ありがとうございました。
- (委員) 資料2ページの4「事故後の対応」のところですが、「調査員が写しをとっていたため」とありますが、調査員の方は、そうした原稿というか、メモというか、そういうものはいつまでどのようにキープしていることが出来るのか、それを持ってどこかうろろすると、また失くすということもあるので、このようなヒューマンエラーというのは、ほんのちょっとしたミス、心の緩みみたいなもので起こること、そして、そのためにこのような会議でお詫びという形になるので、そういう細かいところをもう少しはつきりと皆さんに周知していただくとヒューマンエラーは起こらないのかなって思います。
- (介護保険課長) 要望は要望として受け止めさせていただきますが、ご案内のとおり、調査員が調査した内容については、区の方に持ち帰って、3ページ以降にある認定調査票に基づきまして、その方が本件の場合ですと「要介護いくつか」というのを認定するわけですね。その時に、認定する方の側が、やはりこの調査票のペーパーだけでは読み取れない部分もありますから、この場合は当該事業所の調査員の方に「こういうふうに書いてあるんだけど、もう少し詳しく教えて欲しい。」というふうな問い合わせをさせていただきます。その時に、ここでいうところの写しを見ながら調査員が答えるような形になりますので、基本は、一定程度認定が下りるまで、これは押さえておいていただきたいと思いますし、そのようにしております。
- (会長) 他にご意見ご質問はありますか。
- (委員) 一つだけ、非常に簡単なことなのですが、資料1ページ目の1「紛失した書類」のところに「一式」とありますが、後ろのページ等を拝見していると、これは一人分の書類ということですか、一枚ということではよろしいですか。
- (介護保険課長) お一人分のことです。
- (会長) 他にあればどうぞ。
- (委員) 書類の保管については、どのようにしていたのでしょうか。調査した調査員が持っていらっしゃるのか、それはきちんと保管していたのでしょうか。
- (介護保険課長) 調査員がずっと持ち続けるということはありません。事業所の中で保管をし、一定程度期間が過ぎたものについては廃棄をするというような形にな

ります。

(会長)

他にあればどうぞ。

(委員)

資料2ページ、5の「事故の原因」のところで、調査員というのはソーシャルワーカーですか、通常のアルバイト的な方じゃないとは思いますが、介護認定の材料を作る人ですから、かなりのそういう意味での研修を受けた人、資格を持った人なんだろうなあという理解をしますけれども。それと、そういう方であれば、こういうセンシティブな情報の取扱いというのは分かっておられるんじゃないかと思うんですが。業者も多分そういうことは分かっているはずなのに、ここの決めというのは、「机に置いてはいけません。手渡しですよ。」と、そんなルーズな形でやっているんですか。「きちっと引き出しに入れておいてください。」とか、デリバリーの規則は、今、通常どこにでもあるじゃないですか。それを一片のメモ用紙のように、「机の上に置きましたよ。」と、「それで帰りましたよ。」と、お互いにデリバリーの確認は一切されないままこういうセンシティブ情報がずっと置かれている、下手をするとその日、皆さんが帰った後も机の上であって、清掃の方が床に落ちていればそれを掃除してしまうということもあり得るわけなんですけれども、こういうセンシティブ情報を扱うということについて、やはり、そういう業者指導というか、そこは全般的にまとめてきちっとやってもらった方が、区としてこういうふうな手順でやるんだよという、マニュアル的なものについて、指導を早くされておくべきではないかという感じがするのですが、そこはいかがですか。

(介護保険課長)

いくつかご質問をいただきました。調査員の資格のところなんですけれども、言葉としては聞いたことがあるかと思いますが、ケアマネジャーという資格ですね。この資格を持っている方で、なおかつこの調査が出来る方については、厚生労働省が定めます要綱に基づいて都道府県の研修を受けた方でないと出来ません。誰でも出来るというような仕事ではありません。それからもう一つ、本来であればこの事業所はきちんと個人情報の取扱いを定めています。それは、調査員から担当者に手渡しをする、それが原則なんです。それをしなかった。今回に関して言えばそれが出来なかったというかしなかったということで、こういう事故が起きてしまったということです。社内の内規でも事業所の個人情報の取扱いとして、掲示はしてありますし、そういうような取り決めをするということで、会社の規則にも明記されています。また、練馬区としても個人情報の取扱いについては、委託契約の中でお願いをしているというのが実態です。

(委員)

それで結構かと思うんですけれども、手渡しというのは危ないんですよ。証拠は何もありませんし、机の上に置きましたよ、受け取りましたよ、というのを確実に行える方法というのを考えていただきたいと思うんですね。言いたかったのは、そこをきちっと、例えばファイルを別に作って受け取りをお互いに記録するとか、デリバリーのところが一番危ないので、そこをしっかりと、単なる「手渡し」という文言だけでなく具体化してい

ただければと思います。

(会長)

他の方どうぞ。

(委員)

私がこの審議会に参画してから、毎回のように紛失という問題が起きてくるんですね。先ほどヒューマンエラーという話が出ましたけれども、2ページの6「事故防止に向けた対応」ですが、だいたいこういう時には注意を喚起するとか、そういう程度の話で、具体的にどうするとかいう話が出て来ないわけですよ。私はヒューマンエラーと躰に問題があると思います。資格を持った人が云々の話ではなく、もっと易しい問題で、難しい問題だと思います。普通の会社ですと、課長や部長が席にいないケースが多いです。自分がやった仕事の承認を得るために、未決とか既決とかのボックスの中に入れて、次の日に自分が出したものを課長がどう判断しどうなったのかということ必ずフォローします。そういうような躰をきちんとしておかないと、難しい規則とかそんなもんじゃないかと思います。そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

(介護保険課長)

まさに委員のおっしゃったとおりで、今般、そういった手渡し制度を向こうも止めるということで、未決、既決の箱を作ってそこにきちんと入れるというような形で一つは改善をすると、合わせて社内の個人情報の取扱いをもう一度全社員に徹底するというようなことで、事故を防止したいというようなことを聞いております。

(委員)

分かりました。未決、既決を未だにやっていないのかということで私は非常に驚きです。そういう観点で、やはり人を躰ける、育てるという意味で、あまりがんじがめな規則を作っても守りませんからね、はっきり言って。そういう観点でのフォローをぜひしていただきたいなと思います。

(会長)

個人情報を書いてある書類の紛失が12日間分からなかったというのは、呑気な話でね。驚くべき事例ですね。ですから、当該の調査者はやっぱりショックだったのではないですかね。認定事務の業務の進行に影響がないように努力したと書いてありますが、その辺も気になる場所ですね。それとケアマネジャーの資格がある人が、しかも、都道府県の講習を受けて調査をする資格がありながら、この程度のことなのかな。現実を突きつけられると啞然としますね。まあ、とにかく、これはシステムの問題と同時に、ケアマネジャーなどの方々の、担当者の責任感、モラルの問題も重要だと思いますね。次に、意見、質問がさらにあるようですね。

(委員)

4「事故後の対応」のところですが、「本人および家族に納得いただいた。」とありますが、非常にやさしい家族の方で、私だったらどうかなということなんですか、区がいろいろ委託している業者さん、他の業務をやって、そこに付随する個人情報を紛失する、これも大問題なんです、本件は、本当にメイン、根幹の部分の業務を遂行する、もはや能力と責任感が欠如していると私は思います。業者と個人に対しての処罰の必要性についてはどのように考えていらっしゃるのか、これは本当に笑いごとで済ませる話ではないと、本体部分の基幹の業務が遂行出来ないと、私はそこまで思いま

す。それについて回答をお願いします。

(介護保険課長)

非常に残念な事案だったと思います。私どもも早速、分かり次第事業所の方に赴いて、様々なお話をさせていただいたというような部分もあります。処罰というようにお話をありましたけれども、残念ながら委託契約の中には処分とか処罰とかいう部分がありませんので、今後研究をさせていただきたいなと思っているところです。改善に向けて事業所の方も一定程度努力をするというようにお話をありました。その中で、これまでのやり方を改めるというお話をありましたので、今般については、事業所側の改善を注意深く見守っていきたいと考えているところです。

(委員)

契約に関して解除等を考えていないというのは非常に残念に思います。今後、契約が切れたときは、今回の本件があったことを重く受け止めていただきたい。また、選定に関しても覚えておいていただきたいと思います。続いて、「写し」というのは毎回、全部とっているという認識でよろしいのかということと、後、「転記した」とありますが、写しを転記するというのは、ルールとしてありなのかなと思います。私は以前金融機関にありまして、保険会社だったのですが、よく問題になったのは、代理店さんが電話で聞いて書きましたと、代わりに書いておくよと、そういったことでやると代理店の登録の取り消しになります。写しがあったので転記しておきましたというのがどうして許されるのかという点についてお尋ねしたいと思います。

(介護保険課長)

写しを転記するというのは、調査場所は、例えば病院ですと枕元で手書きで書き込んでいくものですから、調査員の字で急いで書き写すというような形になります。そうしますと、そのまま送られてきても、残念ながら見づらい部分もありますので、それを清書するというような形をとります。写しは、逆に区から問い合わせがあった時に、調査員本人が自分の字なので、当然それを見ながらあるいは状況を思い出しながらお話をさせていただくというような形で使っているものです。

(委員)

事後の対応として写しを転記したということについては、私は非常に違和感を感じています。最後に一点だけ、認定の遅れにより介護保険のサービスが遅れることが想定されるかと思うのですが、これについて賠償が発生する可能性はありますか。

(介護保険課長)

基本的には、認定というのは30日以内に行わなければいけないという一定程度のルールがあります。今回、調査を15日に行い、紛失を発見するまで10日以上遅れが出ました。ただし、事情がこういうことだったので、認定審査会とあって、その方の介護度を決める審査会には一番早いものにかけてさせていただいたので、30日以内の認定は出来たので、その意味では、この方の介護度を認定するという部分についての大きな不利益というのは生じなかったと思っています。

(委員)

審査会については、先に回すということで対応したことについては了解しました。ただ、それで本当に全ていいのかということ。考えようによっ

ては他の方が一人遅れるわけですから。本件は本当に重く受け止めていただきたいと思います。

- (会長) 他にご意見等ありましたらどうぞ。
- (委員) 紛失事故が起きてから2週間経ったわけですが、事故防止に向けた対応として、具体的な指導とか周知とかは終わったわけですか。
- (会長) なお、途中ですが12時を過ぎました。次の所用を抱えている方もおられるかと思います。報告事項でもありますし、ご退席を認めます。そのような理解の上で進めたいと思います。
- (介護保険課長) 区が事業所の方へ出向いて、具体的な指導をやらせていただいております。先ほどお話した、ボックスを分けることや、さらに個人情報保護の徹底について会社の方でしっかりやって欲しいというような指導をさせていただいたところです。周知については、この事業所だけではなく、他の会社の事業所もありますので、今後はこういったようなことがないように、あらためて全事業所に対して、区の方から周知するための文書を出させていただきます。以上です。
- (情報公開課長) 先程、委員の方から罰するべきだとのことで、次の契約で、ということですが、個人情報を取り扱うものについては、委託契約をした場合に委託業務を遂行し終わった時に、モニタリングチェックというものをさせていただいています。それは、経理用地課とタグを組みまして、そのシートの中に、個人情報の取扱いが適正に行われているか、管理が適正に行われているか、個別具体的な文言を、今年度から入れさせていただいた次第です。ですので、当然、各委託の契約を担当している所管では、事業者が個人情報を適切に管理していたか、実態はどうかということを経査した上で、そのモニタリングの評価をしていただくというようにシステム化をいたしました。それが、事後の契約の時に参考になるという仕組みになっています。以上です。
- (会長) よろしいですか。それでは、只今の報告事項はこれで終了といたします。もう一つやりましょう。次は、(2)教育ネットワークの整備事業の進捗について、資料5の報告です。なお、情報公開課からの報告が(3)(4)と2件ありますが、これらは今日やらなければいけませんか。
- (情報公開課長) (3)外部委託に関する審議会事前一括承認基準の事例・類型の追加については、本日ご審議いただければ助かります。
- (会長) では、そのようにしましょう。それでは、教育企画課の説明をお願いいたします。
- (教育企画課長) 報告(2)教育ネットワーク整備事業の進捗について 資料5に基づいて説明
- (会長) 只今の説明についてご意見ご質問をお願いいたします。
- (委員) このシステムは全部予定されていたことで、今、何か新しく始まるとか変更があったということではないので、時系列的に遅れただけというような理解なのですが、違うんですか。変更というのは、何が何に変更になったの

- か、そこだけ教えてください。
- (教育企画課長) システムを構築している内容には変更はありません。したがって、審議会でご承認いただいている内容については変更がありません。システムを構築していくスケジュールについて若干遅れがあり、その見直しを行ったということです。以上です。
- (会長) それでは、よろしいですか。本件については終了ということにいたします。もう一つ、お付き合い願います。今度は情報公開課の(3)外部委託に関する審議会事前一括承認基準の事例・類型の追加についてです。それでは、説明をよろしく願います。
- (情報公開課長) (3)外部委託に関する審議会事前一括承認基準の事例・類型の追加について 資料5に基づき説明
- (会長) 今の説明に対するご意見ご質問等がありましたらどうぞ。
- (委員) 13条の2項ですよね、指定管理の。1項の委託の場合、事前に審議会にかけるというふうになっていますけれども、2項の指定管理の場合はいないんですよね。
- (情報公開課長) まだ、指定管理になっていない状態です。
- (委員) 指定管理にする場合はどうですか。
- (情報公開課長) する場合はいません。
- (会長) よろしいですか。他にご意見等がありましたらどうぞ。
- (委員) ここにあるように、指定管理者から指定管理の引継ぎということなのですが、区ではどのように関わって個人情報保護を行うのでしょうか。モニタリングの話はありましたけれども、区からの場合はきちんと区の中でやられると思いますが、指定管理者から指定管理者のときに、全ての情報が手渡されたのかどうか、また、指定管理を降りた業者がそういったものを残しておいてはいけないわけなのですから、そういったチェックをする体制というのはどうなっているのでしょうか。
- (情報公開課長) それにつきましても、やはりモニタリングをさせていただいています。指定管理者制度の選定委員会にかけるにあたっては、業務の状態とかの細かなチェックリストがありますので、その中でやっていくということです。指定管理者は私どもの条例外になります。先程、委員からご質問がありましたが、それに基づきまして運用の手引のところにモデル規程ということで、指定管理者は別途それで定めるということで、その中で法令遵守をしていただくという規定がありますので、所管を担当する課としては、適切に日常的に業務が行われているかどうかというのは、月次報告であったり年次報告というところ、それと協定によりまして実際にどういうふうな形でしなければいけないかというところで、運用細目につきましてもチェックを入れていくという体制でやらせていただいております。
- (委員) 委託の場合と指定管理の場合は扱いが違うということなのですが、その情報の取扱いをチェックするのは所管課ということになるのでしょうか。
- (情報公開課長) 一次的には所管課になります。ただ、指定管理者制度がさまざまなものが

入ってきています。こういったものも当然、所管課がどのようにやっているかについては監査の対象になりますので、監査事務局の方でも、そういったことも含めて、適切にその協定書に基づいた指導をしているかどうか、そういった管理がされているかというものはさせていただいています。

(委員) 一次的には所管が行うということなのでしょうけれども、やはりその辺の情報共有がしっかり、情報公開課を含めて各部署がされていないと、合間のところでまた、ミスが起きる可能性があるので、チェック体制はしっかりしていただきたいということをお願いしておきます。

(情報公開課長) 委員ご指摘のとおりだと思います。私どもも、委託、指定管理者の制度が進むにつれて、各所管とそういった管理の部分についての個人情報の適正な取扱いについての指導の仕方とか着眼点というようなものをメインにおいたところでの打合せおよび研修等も含めてやってまいりたいと考えております。

(会長) 他にご意見等がありますか。よろしいですか。それでは大分時間も過ぎておりますので、本日はこれまでにしておきましょう。報告事項が一つ残りましたが、次回の審議会に譲りたいと思います。熱心なご審議ありがとうございました。これをもって本日の審議会は終了とさせていただきます。